

## ◆空き家対策相談会の開催

《相談会の概要》 午前10時～12時 ※事前予約制 1組25分×4組まで

	開催日	相談員	テーマ
1	R6.9.26(木)	宅地建物取引士 町空き家バンク担当者	空き家の活用について

## ◆相談会1 「空き家の活用について」の状況

### 《主な相談内容》

○現在、一人暮らしであり、相続人も居なく自分が亡くなると空き家になってしまう。できれば早いうちに家を売却したい。

※この家は共有名義（本人と妻名義）となっており、妻とは離婚し、子供も相続放棄している状況。

※登記簿には、昔設定した「抵当権」が設定されている。

※本人は、最終的に国の土地になってしまうのではないかと、懸念している。



### 《対応等》

- 本人名義にするためには、遺産分割協議書の作成、抵当権の記載削除などの手続きが必要となるため、司法書士に相談することを勧めた。
- 本人より抵当権者に連絡を入れてもらい、本日アドバイザーの不動産会社の事務所にて抵当権者を交えて一緒に相談の機会を設けることにした。
- 元々本人名義であった土地（この家に隣接する前側の土地）は令和4年に売却済みであるため、今後、登記が完了し家屋も本人名義になり売却できる段階になったら、まず、この家もこの土地の買収者に相談してみることを伝えた。